# 尼崎市現業評議会との 交 渉 状 況

平成 24 年度第 7 号通 算 第 7 号 平成 25 年 4 月 22 日 尼崎市役所総務局 人事管理部給与課

# 平成25年度向け合理化について

3月28日午後6時30分から午後7時10分まで中央公民館25号室において、平成25年度向け合理化について交渉を行った。

## 今回の交渉の主な目的

平成 24 年 9 月 28 日に提案した平成 25 年度向け合理化について協議するため、改めて交渉の場を持った。

# 具体的な交渉内容

### 協議の要旨

現業評議会(現評)の主張	当局の回答
小学校給食調理業務の委託計画や、委託後の	委託計画や委託後の調理師の処遇について
調理師の処遇を早急に示してほしい。	は、できるだけ早い時期に示していきたいと考
効果額が出るから委託するのではなく、委託	えている。
が児童にとって良いのかどうかを検証してほし	また、委託した学校の児童に対してアンケー
ι <sub>1</sub> ,	トを実施する等、継続的に検証を行っている。
委託後の水道代が上がっていると聞いてお	経費効果面だけをとらえて委託を進めるわけ
り、当局が言うように、委託を進めると効果額	ではない。米飯給食や3品献立の回数の増等に
が出ているのか。	より給食内容を充実させ、食育の充実を図って
効果額が出るという理由だけで委託を進める	いることも委託の効果であると認識している。
のであれば、直営でも十分効果額が出ると思	
う。	

調理師で採用されている以上、調理師として 今後も働いていくことが大前提である。

交通局の職員については、市長事務部局等で 受け入れる等、きっちりと処遇をしようとして いるのだから、調理師についても、しっかりと した処遇策を示してほしい。

そういった要望があることを受け止めたうえ で、できるだけ早い時期に、調理師の処遇を示 していかなければならないと考えている。

合理化等の提案は一定の方向性が決まってか 方向性が変わることはほとんどない。

合理化等の新たな事業を企画する段階で組合 と協議すれば、方向性の変更も可能になると思 うので、その様な方法も考えてほしい。

先日、提案型事業委託制度について、新聞に 掲載されていたが、現業職場を潰すためのもの ではないのか。

早い段階からの協議が可能なものについて ら行われているので、組合と協議しても、その│は、当局も、必ずしも6ヶ月前にこだわる必要 はないと考えるが、政策的な判断もある中で、 全てを企画する段階から協議するのは難しい。

> 提案型事業委託制度の対象となるのは市の全 ての事業であり、決して現業部門だけを対象に したものではない。

### 課題解決への方向性

教育支部での協議において、来年度中に委託計画及び調理師の処遇の方向性を示すということで、 今回の合理化提案に関して、支部では合意するとしているが、現業評議会としては、調理師が安心 して働き続けられるような処遇策すら示されない中で、更に委託を進めていくことに対しては一貫 して反対してきており、今回の提案についても合意できるものではないと改めて反対の態度を示し た。

当局は、平成 25 年度からの実施に向けた提案内容については、これまでの組合との協議等を踏 まえ、当局で責任を持って実施することとするが、引き続き小学校給食調理業務の委託については、 協議していくこととした。

> 以上 (給与課)